

消費者相談の事例から

# 通信販売：健康食品の 試供品トラブル

No.170

健康食品の通信販売業者が有料であることを説明せず、「試供品」お試し「サンプル」などと言って消費者に無料だと思い込ませたり、試供品が無料であったとしても、その後について商品か商品の定期購入となってしまうなどの相談が寄せられています。

## 〈事例2〉

携帯電話で健康食品の試供品を申し込み数日後に届いた。その2週間後、注文していない1カ月分の健康食品が届いて驚いた。すぐに業者へ確認したところ「試供品到着後10日以内に申し出をしないと自動的に定期購入となることを記載した書面を同封し、申し出がなかったので定期購入となる」と言われた。(17才女性)



〈事例1〉 新聞広告を見て電気釜を注文し、数日後届いた商品と一緒に健康食品の試供品が1袋入っていた。2週間後、注文もしていないのに1カ月分の健康食品と1620円の請求書、振込用紙が送られてきた。驚いて業者に電話したところ「商品お届け時に『定期購入をしない場合は、期日までに連絡をしてください』と記載した書面を送っている。期日が過ぎても断りの電話がなかったため、定期購入になっている」と言われた。(70才代女性)

## 〈事例3〉

突然「健康食品の試供品をお試しになりませんか」との電話を受けた。代金の話は一切なく、「試供品」ならば無

料だと思い承諾した。後日、10日分の健康食品が送られてきたので飲んでみた。飲み終わった頃に500円ほどの請求書が届いた。有料なら申し込まなかった。(70才男性)

## 消費生活センターより

- ・通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。返品は個々の業者が決めた返品ルール「返品制度」によるので、返品不可の表示がある場合は基本的に返品できないため注意が必要です。
- ・通信販売を利用する際は、カタログや商品に同封されていた書類などをしっかりと確認しましょう。
- ・試供品に同封されていた書類を確認せず期日までに断りの電話をしなかったため定期購入になったというケースについては、契約は成立しておらず返品ができる」と解釈される法律の専門家もいます。

困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

お問い合わせは、

消費生活センター（2階）

☎(20)1101、FAX(20)16000へ。

# 文芸コーナー

## 芽生え

山本 明美

誰が植えてくれたのかしら  
遊歩道脇のそこ此処に  
菜の花 パンジー ノースポール

今はまだ小さくて  
あまり目立っていないけれど  
大きくなって咲いたらきっときれい

誰が拾って置いたのかしら  
遊歩道脇の石椅子の上  
体長十五センチ位のスヌーピーのお人形

お散歩中の赤ちゃんが  
お寝ね中に落っことした  
気付いてきつと大泣きしてる

春の風が吹き始めた遊歩道  
行き交う人の心にも  
暖かい芽が萌え出した

◎選評 齋藤正敏

出会った事、心に止まった一寸した事に想像力を働かせるって良いですね。遊歩道脇に植えられた花々に心を寄せる作者。

それから石椅子の上のスヌーピーのお人形。春の芽ばえまで感得します。

- 偶数月は「俳句・短歌・川柳」を、奇数月は「詩」を掲載しています。
- 投稿は楷書でお願いします。作品・氏名にふりがなをふってください。

※詩の原稿送付先（直接選者）へ 〒297-0032 茂原市東茂原7番地 齋藤正敏宛。

「広報もばらの詩」と朱書きしてください。原稿は30行以内でお願いします。

